

## 判断力が落ちたら

### ●財産管理などをお願いしたい人

配偶者

名 前: \_\_\_\_\_

子ども

名 前: \_\_\_\_\_

その他

名 前: \_\_\_\_\_

## 成年後見制度について

認知症等で、判断能力が十分でない方を保護・支援するための制度です。成年後見制度は「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

### ●法定後見制度

家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人の代理として契約などの法律行為をしたり、本人が行った不利益な法律行為を後から取り消したりすることができます。

### ●任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

(※法務省ホームページ「成年後見制度～成年後見登記制度」より抜粋しています。)

廣 告

笑顔溢れる日々を過ごしてみませんか?

医療法人社団 清風会

介護老人保健施設  
居宅介護支援事業所

清風

☎ 0224-22-2110

白石市大手町2-1